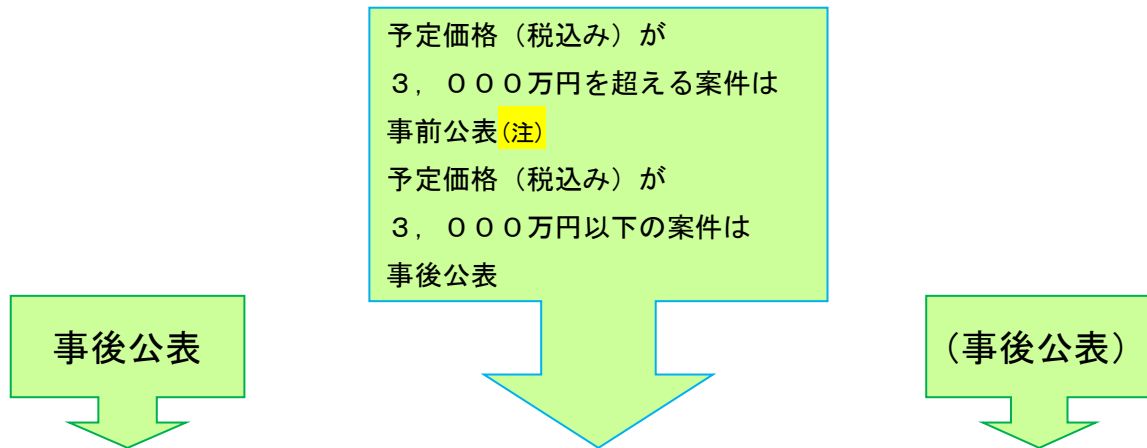


公表情報中の低入札価格調査基準価格

入札情報中の低入札価格調査基準価格の決定については、次のとおりとします。



低入札価格調査基準価格（税抜き価格） = 予定価格（税抜き価格）×（低入札価格調査基準価格率）

1 低入札価格調査基準価格率

(1) 当分の間、入札案件ごとに次の算式により算出します。

$$\frac{\text{直接工事費} \times 9.7 / 10 + \text{共通仮設費} \times 9 / 10 + \text{現場管理費} \times 9 / 10 + \text{一般管理費等} \times 5.5 / 10}{\text{工事価格}}$$

(2) (1)の算式により算出された値が0.7を下回るときは、0.7とします。

(3) (1)の算式により算出された値の端数処理は、次のとおりです。

区 分	予定価格事後公表分(※) (税込み3,000万円以下)	予定価格事前公表分 (税込み3,000万円超)
端数処理	<u>小数点第3位切捨て</u>	<u>小数点第4位切捨て</u>

2 算出された低入札価格調査基準価格の1,000円未満は切捨て

例 予定価格（税抜き価格）＝8,650,000円 低入札価格調査基準価格率 0.85の場合
 低入札価格調査基準価格（税抜き価格）＝8,650,000×0.85
 ＝7,352,500円 ⇒ 7,352,000円

1(3)で「小数点第4位切捨て」とされた場合も、同様に1,000円未満は切捨てです。

(注) 予定価格が税込み3,000万円超であっても、次に該当する場合は、予定価格を事後公表とする場合があります。この場合の予定価格の端数処理については、上記※を準用します。

- (1) 総合評価落札方式I型による案件のうち、落札額が比較的高位の状況にあると認められるもの
- (2) 準市内企業又は市外企業に入札参加を認める案件で、予定価格を事後公表とすることが競争性の確保等に資すると認められるもの
- (3) 上記(2)を適用し事後公表とした案件との間で、分離発注の関係にあるもの(重複応募禁止案件)